

第一號 施行ノ事業ニ對シテスル掛金員ノ掛金ト同額ノ金額ヲ補給
スルコト其ノ金額ハ掛金員ノ給料總額百分ノ三ヲ限度トス
(イ) 組合ガ退職年金又ハ廢疾年金ノ給付ヲナス時ハ前項ノ外組合
員ノ給料總額百分ノ三ヲ限度トシテ組合員ノ掛金ト同額ノ金
額ヲ補給ス
(ハ) 健康保險法施行令第七條ニ依リ健康保險ヲ代行スル組合ニ對
シテハ同法ノ事業主並ニ國庫負擔金ニ相當スル金額ヲ加給ス
ルコト
第三共濟組合ノ組織及管理財産ノ管理及利用方法其他必要ナル事項
ハ健康保險法施行令第十九條乃至第五十五條ニ準ズルコト

財團法人協同會大阪支所

意 見 書

組合ハ法人トスルコト

第二(イ) 政府ハ組合ニ對シ組合員ニ對シテノ掛金ト同額ノ金額ヲ補給

スルコト其ノ金額ハ掛金員ノ給料總額百分ノ三ヲ限度トス

(ロ) 組合ガ退職年金又ハ廢疾年金ノ給付ヲナス時ハ前項ノ外組合

員ノ給料總額百分ノ三ヲ限度トシテ組合員ノ掛金ト同額ノ金

額ヲ補給ス

(ハ) 健康保險法施行令第七條ニ依リ健康保險ヲ代行スル組合ニ對

シテハ同法ノ事業主並ニ國庫負擔金ニ相當スル金額ヲ加給ス

ルコト

第三共濟組合ノ組織及管理財産ノ管理及利用方法其他必要ナル事項

ハ健康保險法施行令第十九條乃至第五十五條ニ準ズルコト

昭和二年六月十九日

全官業共濟組合對策協議會 第三回協
議會